

「三重県時短要請協力金（まん延防止等重点措置適用後）」について

三重県雇用経済部

1 まん延防止等重点措置における特に重点措置を講じる区域について

(1) 趣旨

5月7日に開催された政府対策本部において「まん延防止等重点措置」の本県への適用が決定されたことを受け、本県では「三重県まん延防止等重点措置」を決定しました。

これを受け、令和3年4月26日に改定した「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」に基づいて実施していた三重県時短要請協力金（令和3年4月26日～5月11日）についても、その内容を改定することとし、対象地域については、5月9日からまん延防止等重点措置適用後の新たな制度として、支給要件の追加や支給金額の変更があります。

(2) 対象となる事業者

以下の条件を満たす店舗を運営し、時短要請の全期間中、時短営業等に協力していただいた事業者（大企業を含む）が対象となります。

①対象地域 桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市

②対象期間

令和3年5月9日（日）から5月31日（月） 23日間

※店舗の準備期間として5月12日までに新たな要請内容を踏まえた営業を開始すれば、支給対象となりますが、支給金額は実施期間に応じて算定します。

③主な支給要件

○新たな要件

- ・酒類の提供を行わないこと（持ち込みも不可）【昼夜問わず終日】
- ・カラオケ設備の利用を行わないこと【昼夜問わず終日】

○従来からの要件

- ・県内の飲食店であること
- ・時短要請の全期間（5月12日までの実施開始であれば支給対象）・全店舗において、時短営業に全面的に協力すること
※全面的に協力とは、時短要請の全期間（店舗の準備期間として5月12日までの実施開始であれば支給対象となりますが、支給金額は実施期間に応じて算定します）・全店舗において、午後8時から翌日午前5時まで営業を行わない時短営業に協力いただくことをいいます。
- ・令和3年5月8日以前から、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、期間中においても有効であること
- ・令和3年5月8日以前から、通常の営業終了時刻が午後8時を越えていること
- ・業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること

〈対象外店舗の具体例〉

- ・宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等は対象外
- ・旅館の宴会場等において、宿泊客のみに飲食を提供する場合は対象外

(3) 支給額

【中小企業】 1店舗1日あたり

前年度又は前々年度の売上高に応じて 3万~10万円
(変更前2.5万~7.5万円)

【大企業】 1店舗1日あたり

前年度又は前々年度の売上高減少額の4割(上限20万円)

中小企業においてもこの方式を選択可

(変更前 上限20万円又は前年度若しくは前々年度の1日あたり
売上高×0.3のいずれか低い額)

2 その他地域について

その他地域についても、引き続き5月12日~5月31日まで時短要請を行うことから、協力いただいた飲食店には協力金を支給します。

なお、カラオケ設備の利用を行わないことを新たに支給要件として追加します。

(1) 支給額

【中小企業】 1店舗1日あたり

前年度又は前々年度の売上高に応じて 2.5万~7.5万円

【大企業】 1店舗1日あたり

前年度又は前々年度の売上高減少額の4割(上限20万円※)

中小企業においてもこの方式を選択可

※上限20万円又は前年度若しくは前々年度の1日あたり売上高×0.3
のいずれか低い額

3 今後の予定

飲食店の皆様からのご相談については、現在開設中のコールセンター(059-224-2247)で相談を受け付けます。

協力金申請受付等については、時短要請期間の終了後に改めて公表いたします。